

鹿沼市立北押原中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめ防止等に対する本校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等に対する本校の考え方

いじめについては「絶対に許されない」、「卑劣な行為であり」、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切である。また、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、その防止対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを主として行われなければならない。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うことを目的とし、次の組織を設置する。

(1) 生徒指導委員会

- ① 構成員：全職員とする。
- ② 組織が担う役割：原則月1回開催し、特に配慮を要する生徒についての現状や指導についての情報を交換したり、今後の支援についての確認や共通理解を図るための役割。

(2) いじめ防止等対策委員会

- ① 構成員：校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 教育相談担当 養護教諭 SC
※ 但し、個々の場面において関係の深い教員を加えることができることとする。
※ また、必要に応じて、市教委生徒指導担当者や上都賀教育事務主SSW等の外部専門家等を臨時に参加させることができることとする。
- ② 組織が担う役割
 - ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施、具体的年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
 - イ いじめの相談・通報の窓口としての役割。
 - ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
 - エ いじめの疑いに係る情報があつたときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

(3) いじめ等支援委員会

- ① 構成員：現生徒支援委員会のメンバーとする。
- ② 組織が担う役割：原則週1回開催し、いじめ防止等対策委員会の下でいじめ防止等対策委員会の役割をサポートとする役割。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取り組み

① いじめについての共通理解をはかる

- ア 職員会議や現職教育において、教員がいじめについての理解を深めていく。
- イ 全校集会や学年集会、学級活動等において、教職員がいじめについての話題を取り上げ、「いじめは人間として絶対許されない」という考え方を定着させていく。
- ウ 具体的いじめ行為などについて学校便りや学年便り等に掲載したり、校舎内に掲示したりする。

② いじめに向かわない態度や能力を育成する

- ア 日常の道徳教育や人権教育を充実（ソーシャルスキルトレーニングやピアサポートなどの活用）させたり、朝の読書や命の大切さを学ぶ授業などの各学年で行う体験活動を通して、社会性を育むとともに他を認め、尊重する態度を養う。
- イ 集団生活の中で、自分の言動が周囲にどのような影響を与えるかを判断して行動できる力や、周囲と上手に折り合いをつけるなどの円滑なコミュニケーション能力を育てる。

③ わかる授業づくりをすすめる

- ア 一人一人を大切にしたいわかる授業づくりを進めることにより、授業をストレスにしない。
- イ すべての生徒が参加・活躍できる授業になるよう工夫・改善を図る。
- ウ 各教員がわかる授業づくりの課題を持ち、研究授業や授業研究を積極的に行う。

④ 基本的な規律指導を再確認しすすめる

- ア チャイム着席などの時間を守る生活習慣の定着を図る。
- イ 立腰教育を再確認し、正しい姿勢や心構えなどの気持ちの安定を図る。
- ウ 発表の仕方や聞き方の指導を行う。
- エ いつでもどこでも心のこもった気持ちの良い挨拶ができるよう指導する。

⑤ 自己有用感を育む

- ア 行事等に際し、各自に明確な目標を持ち具体的な取り組みを理解して臨ませることにより、自己の達成感や周囲から認められ、自己有用感を持たせる。
- イ 学校行事や学級活動において、すべての生徒が活躍できる場を設定し、自己有用感を持たせる。
- ウ 行事等を自分たちの手で企画・運営させることによって、自己有用感を持たせる。

(2) いじめの早期発見

① 早期発見のための教職員の姿勢

- ア たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑問を持って、早い段階から複数の教職員でかわり、いじめを積極的に認知する
- イ 普段から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や信号を見逃さない。
- ウ 教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

② 早期発見のための具体的な取り組み

- ア 定期的なアンケート（各学期1回）調査を行う。
- イ 教育相談、家庭訪問、三者懇談などの定期的相談活動を実施する。
- ウ 保健室、相談室の利用や電話相談室等の周知を広くする。
- エ 松の葉や学級日誌、個人ノートなど生徒からの提出物からの信号を見逃さない。
- オ 集まったいじめに関する情報については学校全体で共有していく。

(3) いじめへの対処

① 基本的な考え方

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ウ 加害生徒の指導は、社会性の向上や生徒の人格形成に主眼を置いて指導する。
- エ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめへの実際の対応

- ア いじめまたはいじめと疑われる行為を確認した場合は、まず、被害生徒または知らせてきた生徒の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ防止等対策委員会」に情報を共有し、組織的対応を図る。事情の聴取等により事実の確認できたら保護者にも協力を仰ぐ。その際、必要に応じて鹿沼市教委、上都賀教育事務所、鹿沼警察署等の関係機関と連携を図る。
- イ 事実関係の聴取については、被害生徒、加害生徒の両者から複数の教職員で行い、事実関係を照会した上で、いじめ防止等対策委員会で共通理解を図り、その内容を保護者に伝える。できる限りその日のうちに連絡できるのが望ましい。
- ウ 被害生徒に対しては、その後落ち着いて教育を受けることができるよう環境の確保に当たる。加害生徒に対しては、二度と同じような行為が起これぬことを第一に考えて指導に当たる。その際、加害生徒が抱える問題などいじめ行為に至った背景にも目を向けて指導する。
- エ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。違法のケースなどはプロバイダに対して削除を求めるなど必要な措置をとる。
- オ いじめが起きた集団に対しては、他人ごとになることなく、自分の問題として捉えさせられるような教育活動をしていく。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な傷害を負ったとき
 - 金品等に重大な被害を被ったとき
 - 精神性の疾患を発症したとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 - 相当の期間とは年間30日を目安とする
 - ただし生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、学校で判断する。

(2) 重大事態への対応

- ① 鹿沼市教委に報告後、専門的知識人等を加えた調査組織を設置する。
- ② 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 調査組織は鹿沼市教委に調査内容を報告し、被害生徒及びその保護者に情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を踏まえ必要な措置をする。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出が合った場合は市教委報告後学校が調査。